

令和8年度級別格付及び発注基準等について

(適用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和8年3月6日

1 基本事項

- (1) 格付は、市内業者・準市内業者を対象に土木一式、建築一式の業種について、それぞれA・Bのランクに分類する。
- (2) 格付は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書の総合評定値（P点）をもとに、第1・第2希望ごとにA・Bのランクに分ける。ただし、新規登録者（過去に登録のあった業者を含む。）の登録初年度はBのランクに位置づける。
- (3) Aのランクの発注基準額（設計金額）は3,500万円以上の工事を対象とし、制限付一般競争入札を原則とする。Bのランクは3,500万円未満の工事を対象とし、800万円以上は制限付一般競争入札、800万円未満は指名競争入札を原則とする。
- (4) 入札参加資格承認申請をした業者で、提出した総合評定値通知書が申請の受付最終日までにその有効期限が到来している場合は、新たに有効な総合評定値通知書が提出されるまで級別格付を行わず、入札等への参加も認めない。

2 発注基準額の区分

業種	ランク	総合評定値	発注基準額（設計金額）
土木一式	A	670点以上	3,500万円以上
	B	670点未満	3,500万円未満
建築一式	A	670点以上	3,500万円以上
	B	670点未満	3,500万円未満